

施策番号Ⅶ-2-1

地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

平成25年7月11日

厚生労働省社会・援護局

1. 指標1及び2の関係資料／(1)ホームレス対策の概要

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

※10年の時限立法であったが、さらに期限を5年間延長する一部改正法が平成24年6月27日に公布・施行。

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

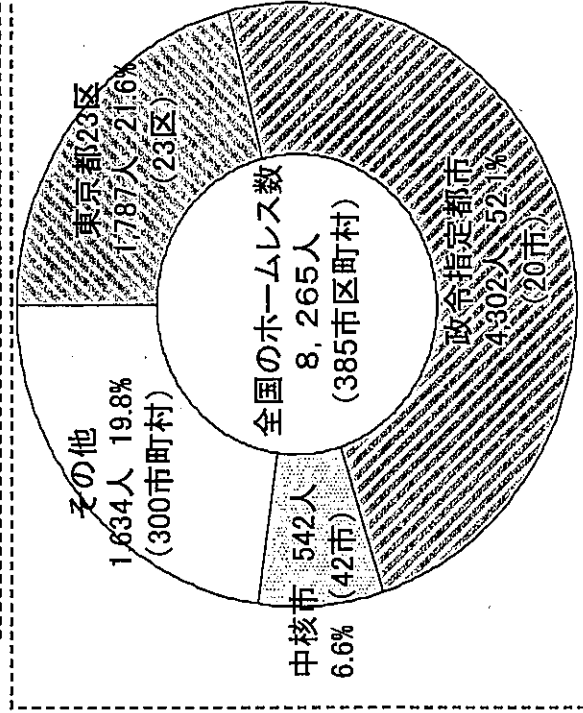
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成25年は15年と比べ、▲17,031人(△67.3%)。)

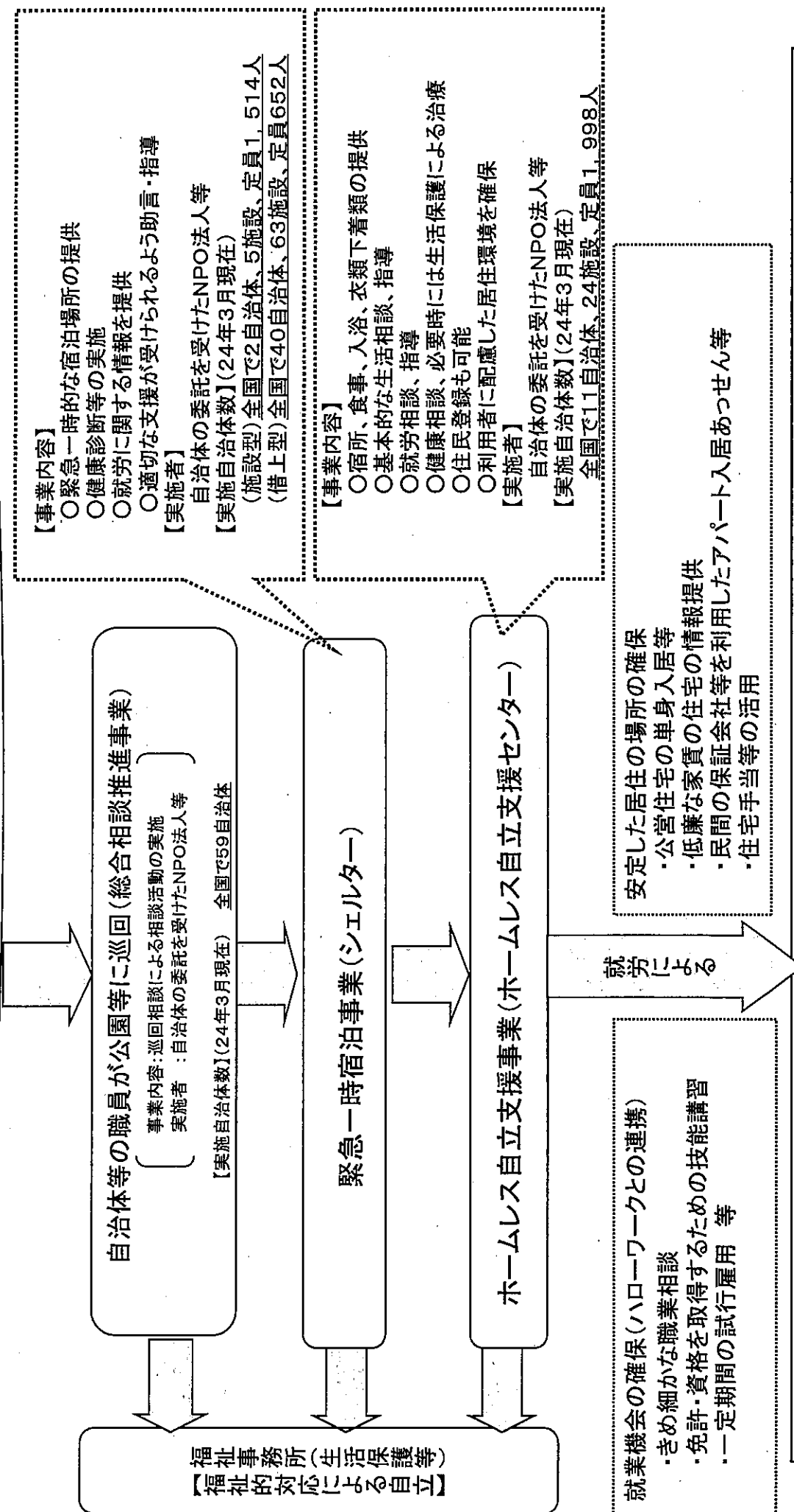
調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(△26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
平成21年	15,759人	▲ 259人(△ 1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)
平成24年	9,576人	▲1,314人(△12.1%)
平成25年	8,265人	▲1,311人(△13.7%)

〔全国ホームレス分布状況(平成25年1月調査)〕



(2) ホームレスの自立の支援に向けた事業の実施状況

公園、河川敷等におけるホームレス
 25,296人(15年1月) ⇒ 8,265人(25年1月)
 ▲17,031人



【事業内容】

- 緊急一時的な宿泊場所の提供
- 健康診断等の実施
- 就労に関する情報を提供
- 適切な支援が受けられるよう助言・指導

【実施者】

自治体の委託を受けたNPO法人等
 【実施自治体数】(24年3月現在)

(施設型) 全国で2自治体、5施設、定員1,514人
 (借上型) 全国で40自治体、63施設、定員652人

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 基本的な生活相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

【実施者】

自治体の委託を受けたNPO法人等
 【実施自治体数】(24年3月現在)

全国で11自治体、24施設、定員1,998人

自立

ホームレス自立支援事業(自立支援センター)

【目的】

ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

就労

- ▶ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▶ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▶ 就労支援のための住民登録

日常生活・健康

- ▶ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▶ 定期的な健康診断による健康管理
- ▶ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

その他

- ▶ 親族との交流促進
- ▶ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▶ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▶ 未就職者に対する福祉事務所との連携(再び路上に戻らないように)
- ▶ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

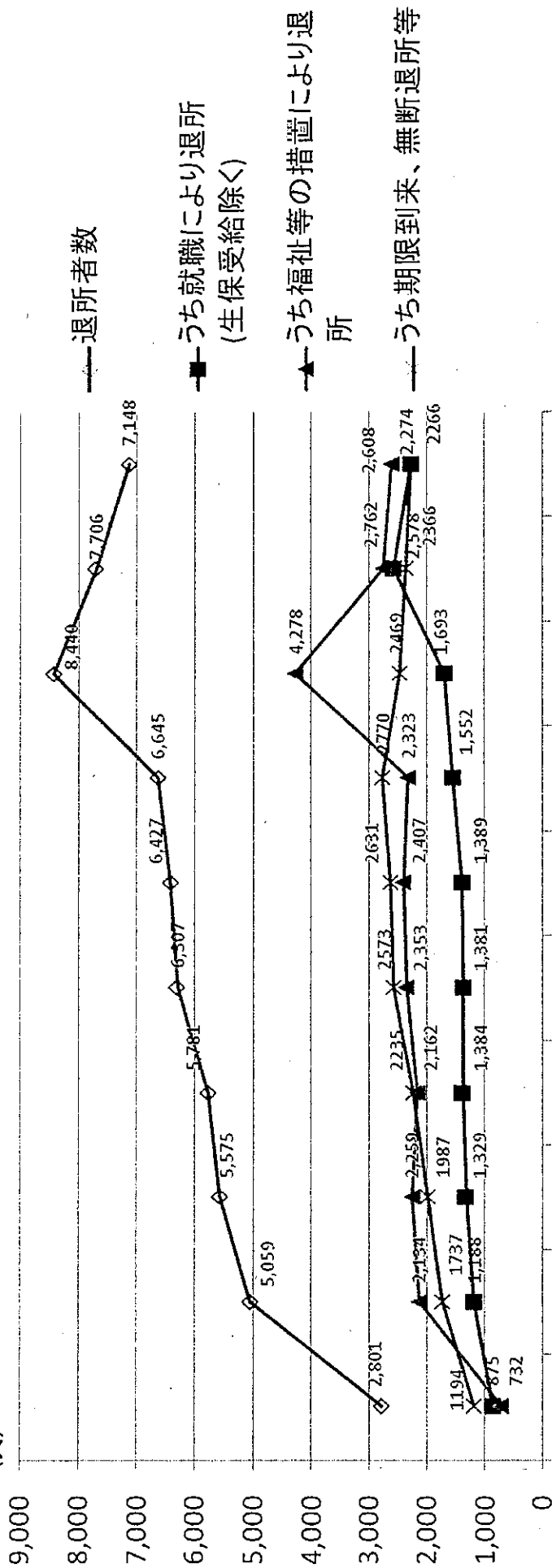
【実施自治体等(24年3月現在)】

▶ 全国で11自治体、24施設、定員1,998人

仙台市 1か所(50人) 東京都 7か所(744人) 横浜市 1か所(250人) 川崎市 2か所(182人)
名古屋市 2か所(164人) 岡崎市 1か所(12人) 京都市 1か所(30人) 大阪市 4か所(440人)
北九州市 1か所(50人) 福岡市 3か所(66人) 熊本県 1か所(10人)

ホームレス自立支援センター年間延べ退所者数の推移

(人)



14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度

※年度末時点で自立支援センターに入所している利用者については、翌年度以降の退所者数に計上される。

(人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立支援センター退所者数	2,801	5,059	5,575	6,307	6,427	6,645	7,706	8,440	7,706	7,148
(うち就職により退所)	(875)	(1,188)	(1,329)	(1,384)	(1,381)	(1,389)	(1,552)	(1,693)	(2,578)	(2,274)
(うち福祉等の措置により退所)	(732)	(2,134)	(2,259)	(2,162)	(2,353)	(2,407)	(2,323)	(4,278)	(2,762)	(2,608)
(うち期限到来、無断退所等)	(1,194)	(1,737)	(1,987)	(2,235)	(2,573)	(2,631)	(2,770)	(2,469)	(2,366)	(2,266)

(3)ホームレス対策予算の推移

事 項	14年度予算額 千円	15年度予算額 千円	16年度予算額 千円	17年度予算額 千円	18年度予算額 千円	19年度予算額 千円	20年度予算額 千円
ホームレス対策経費総額	1,851,019	2,157,816	3,017,858	3,197,038	3,304,154	3,280,238	3,098,093
I 就業機会の確保(職業安定局計上分)	326,030	871,986	948,806	1,083,490	1,190,606	1,171,613	989,468
II 保健衛生の向上(健康局計上分)	—	—	10,026	10,026	10,026	5,103	5,103
III 自立支援事業等の実施(社会・援護局計上分)	[1,524,989] (※1)	1,831,447	2,059,026	2,103,522	2,103,522	2,103,522	2,103,522

事 項	21年度予算額 千円	〔21年度第1次 補正後予算額〕 千円	〔22年度第2次 補正予算額〕 千円	〔23年度第3次 補正予算額〕 千円	〔24年度第3次 補正予算額〕 千円	〔25年度予算(案) 24年度予備費〕 千円
ホームレス対策経費総額	3,089,592	6,815,595	8,096,400	11,051,974	11,518,356	9,894,768
I 就業機会の確保(職業安定局計上分)	980,967	980,967	992,248	1,046,871	1,013,253	889,665
II 保健衛生の向上(健康局計上分)	5,103	5,103	5,103	5,103	5,103	5,103
III 自立支援事業等の実施(社会・援護局計上分)	2,103,522	[5,829,525] (※2)	[7,099,049]	[10,000,000]	[10,500,000]	[9,000,000] (※3)

(※1)「Ⅲ 自立支援事業等の実施」については、補正予算額5億円を含む。
 (※2)「Ⅲ 自立支援事業等の実施」については、平成21年度第1次補正予算より緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)を創設し、補助率を1/2から10/10に引き上げて実施しているところ。
 (※3)「Ⅲ 自立支援事業等の実施」については、各事業の合計額に千万円以下を切り捨てた金額としている。

2.指標3の関係資料

苦情解決事業の概要

1. 経緯

○ 社会福祉法の制定(平成12年6月7日公布、施行)
昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため見直し。



○ 「第8章 福祉サービスの適切な利用」において、「福祉サービスの利用の援助等」を規定。
→ 都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置(第83条)し、苦情の解決のための相談等を行う(第85条)。

2. 趣旨・目的

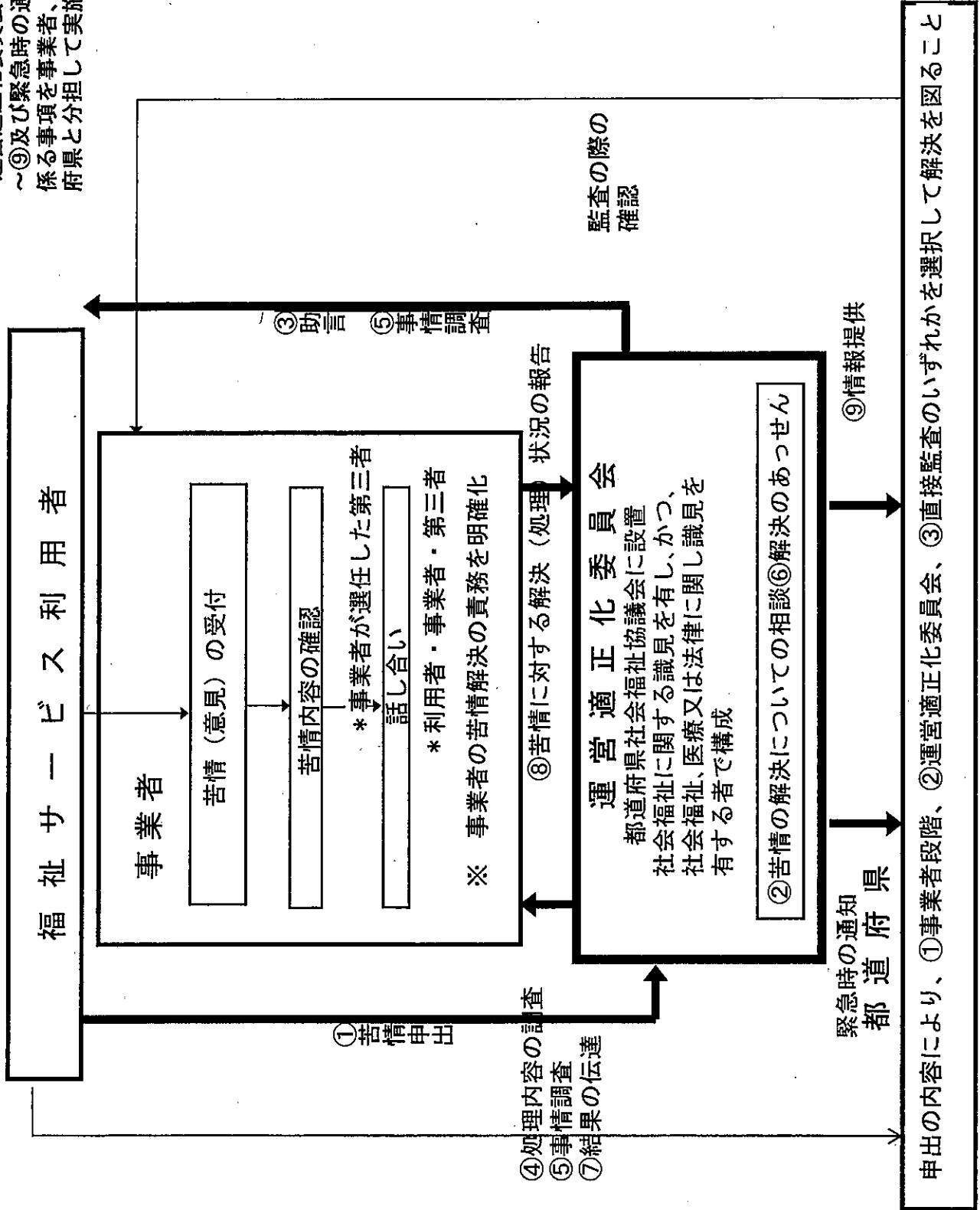
○ 福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図る観点から、

- 社会福祉事業経営者の苦情解決の責務を明確化
- 第三者が加わった施設内における苦情解決の仕組みの整備
- 上記方法での解決が困難な事例に備え、苦情解決のための委員会(運営適正化委員会)を設置

※運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業の運営にも関与
全体の流れについては、「福祉サービスの概要」を参照

(参考) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要

・運営適正化委員会は、①～⑨及び緊急時の通知に係る事項を事業者、都道府県と分担して実施。



苦情申出

監査の際の
確認

3.指標4の関係資料

日常生活自立支援事業の概要

<目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成24年12月末現在の基幹的社協等は917カ所

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成24年12月末実利用者数は、40,211人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

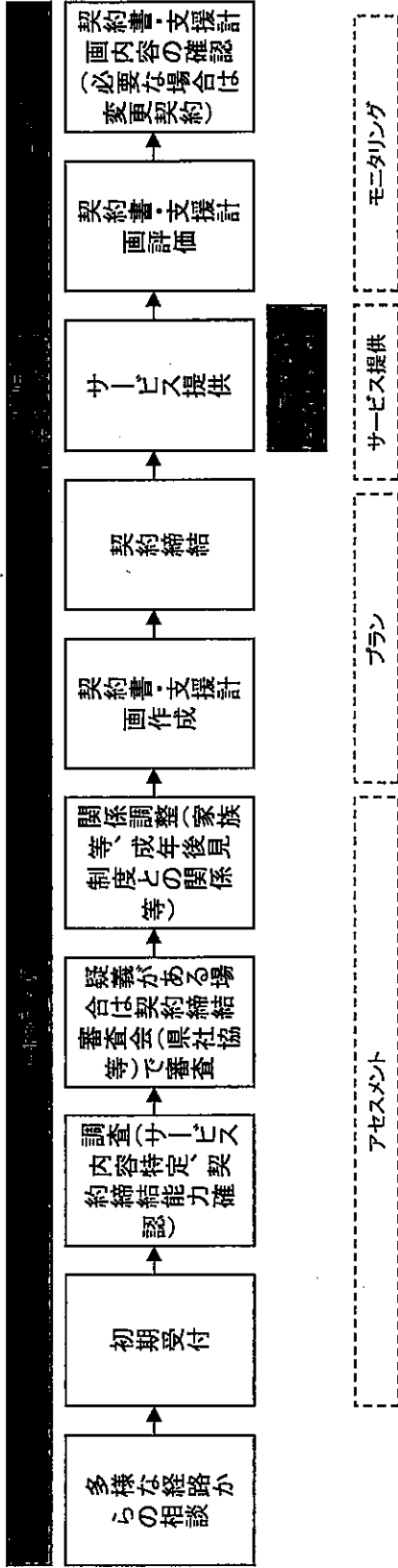
具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

(参考)

担い手・実施方法

- 専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)により実施。
* 全国917カ所の基幹的社協等に1,728人の専門員と13,720人の生活支援員が配置(H24年12月末現在)。
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行い、生活支援員の指示を受け具体的な援助を提供。

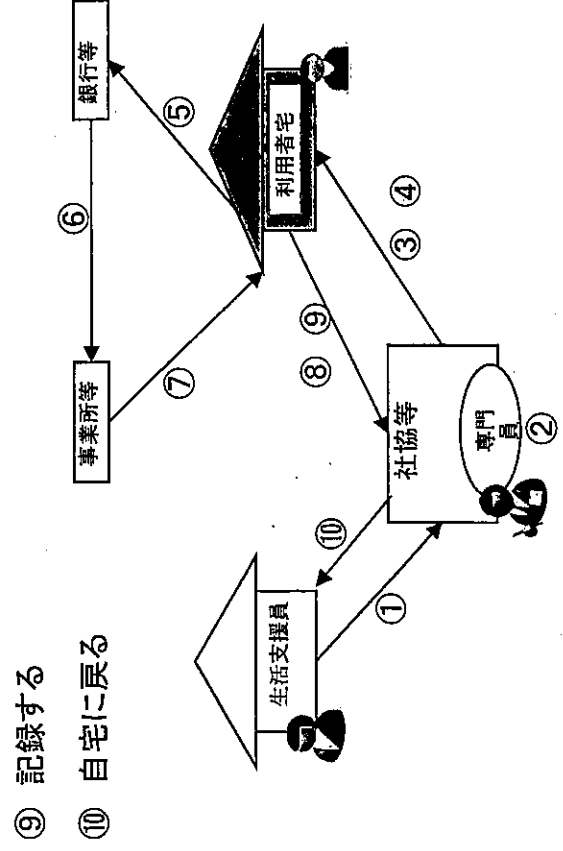
援助のプロセス



* 介護保険法、障害者自立支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

生活支援員

- ① 生活支援員が自宅から基幹的社協等に行く
- ② 専門員から生活支援員に支援内容の指示。通帳や印鑑を生
活支援員に渡す
- ③ 生活支援員が利用者宅を訪問
- ④ 生活支援員が郵便物の内容、請求書の内容、本人の様子を
確認
- ⑤ 生活支援員が金融機関に払い出しに行く(もしくは同行する)
- ⑥ 金融機関から払い出したお金で、振り込み手続きや支払いに
行く(もしくは同行する)
- ⑦ 利用者宅にもどり領収書と払い出し内容を利用者と確認する
- ⑧ 基幹的社協等に戻り専門員に報告。通帳と印鑑を返却。残高
と領収書を確認
- ⑨ 記録する
- ⑩ 自宅に戻る



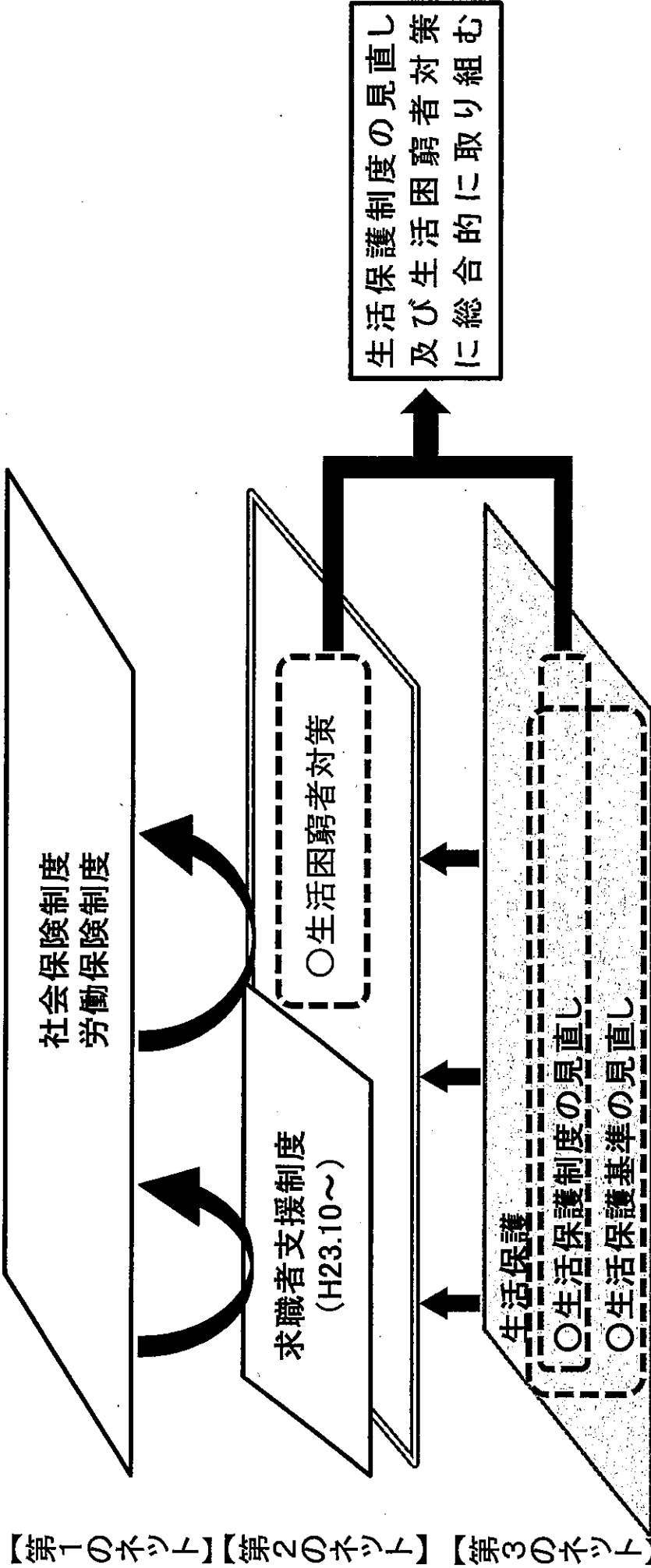
専門員

- ① 親族・介護保険事業所や福祉課、保健師など周囲の気づき
* 利用料の滞納、利用調整のトラブル、債務、悪質商法被害などが契機
- ② 本人との関係づくり
* 制度理解に向け、繰り返し訪問や連絡
* 専門員に馴染んでもらう(本人は内心金銭管理や数々の「わからなくなっ
てしまったこと」に精神的負担感を持っていることが多い)
- ③ 家族調整
* 制度理解と契約内容の調整
- ④ 契約前の調整
* 債務処理のため法律相談に同行したり、その後の手続き支援を行う
* 通帳の再発行や印鑑証明の発行手続きを行う
- ⑤ 契約締結審査会に書類作成・提出
- ⑥ 契約締結審査会出席
- ⑦ 審査結果を受け契約。支援計画の作成。
- ⑧ 生活支援員の手配
- ⑨ 生活支援員との顔合わせ
* 慣れるまで数回同行することあり
- ⑩ 生活支援員に毎回、通帳と印鑑を渡す。受け取る。残高確認、
領収書との付け合せを行う
- ⑪ 生活支援員から利用者の状況報告を受け取る
- ⑫ ケース会議を開く
- ⑬ 貸金庫に入れてある利用者の通帳から、生活費分を管理通帳
に移し、社協金庫に保管する
- ⑭ 利用者からは、混乱するとしばしば連絡が入るので対応する
- ⑮ 判断力低下が進み代理が必要と判断された場合、成年後見制
度につなげる手続きを行う
- ⑯ 日々の記録をつける

【参考】

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に対処する措置等を検討すること。

1. 生活保護法の改正

〈ポイント〉

支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、以下の見直しを実施

①生活保護受給者の就労・自立の促進(就労自立給付金(※)の創設等)

※保護受給中の就労収入額の範囲で一定額を仮想的に積み立て、安定した職業に就いたことで保護廃止に至った場合に限り支給

②不正・不適正受給対策の強化(地方自治体の調査権限強化、罰則の引上げ等)

③医療扶助の適正化(指定医療機関制度の見直し等)・後発医薬品の使用促進

2. 生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定

〈ポイント〉

生活保護にいたる前の自立支援策の強化を図るため、以下を主な内容とする生活困窮者対策を実施

①利用者の状況に応じて最適な支援策を早期・包括的に提供する相談支援事業の創設

②離職により住まいを失った人等に対して家賃相当を有期で支給

③生活訓練や社会訓練等を含む就労支援策の創設

④生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の実施 等

3. 生活保護基準の見直し

〈ポイント〉

以下の考え方により生活保護基準の見直しを実施(平成25年度予算で対応済)

①年齢・世帯人員・地域差による影響の調整

②前回(平成20年)の見直し以降の物価の動向の勘案

③必要な激変緩和措置の実施

生活困窮者自立支援法案の概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4 ○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

